

各種規定等における「暴力団排除条項」改定のお知らせ

当金庫では、平成19年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制整備を行っております。

平成22年4月より、お客さまが暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合に、当金庫の判断によりお取引を停止または解約させていただくことを定めた「暴力団排除条項」を各種規定等に設けておりますが、「暴力団排除条項」を実態に即してより明確化するため、平成28年1月4日（月）より下記の預金規定等について改定させていただきます。

なお、今回改定後の規定等は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますのでご了承願います。

当金庫では、今後も反社会的勢力との関係遮断のための取組みを積極的に推進してまいりますので、お客さまには、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する取引規定等

普通・貯蓄・納税準備預金共通規定、通知預金規定、総合口座取引規定、定期預金等共通規定、定期積金（スーパー積金）規定、財産形成期日指定定期預金規定、財形年金・財形住宅預金規定、貸金庫・自動貸金庫規定

2. 改定日 平成28年1月4日（月）

3. 改定内容（別紙の「新旧対照表」をご覧ください）

- （1）反社会的勢力の属性要件の明確化
- （2）免責・損害賠償規定の追加

○ご不明な点等がございましたら、当金庫の窓口へお問い合わせください。

平成27年12月